

**TOKO**

NO.135 2004.12.18

**どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会**

連絡先・春日部市大場690-3

Te1 048(737)1489

Fax 048(736)7192

e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

<http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>

**12・23(祭)「みんな一緒のクリスマス」ご案内**

11時～ 春日部福祉センターで 食物一品持寄り 会費500円

**1月16日(日) 学校・まち・人 初春おしゃべり会**

10時～ あしすと春日部で 保育あります

**中教審・特別支援教育特別委員会「中間報告」意見募集中  
みんなで「分けるな」と言おう！**

越谷市長への提言 **「共に働く街づくりは共に学ぶ学校から」**

NPO法人・障害者の職場参加をすすめる会(鈴木操代表理事)

県「高校入試・受験上の配慮」通知から「介助を行う職員は配置できない」との文言削除

**新聞・資料 障害児も普通学級へ 宮城県教委、統合教育を推進**

下の写真: 11・21 **芋煮会**(TOKO&CILわらじ野外おしゃべり会)スナップ





## 中教審・特別支援教育特別委員会「中間報告」ってなんだ みんなで「分けるな」と言おう！

今月24日締め切りで、文科省がパブリック・コメント(公開意見募集)にかけている「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中間報告)は、きわめて重大な内容を含んでいるにもかかわらず、あまり知られていなかったり、誤解も多いので、かんたんに紹介したいと思います。なお、中間報告の全文および意見の出し方については下記のURLで文科省のホームページをご覧ください。TOKO編集部にお問合せください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2004/04120103.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/04120103.htm)

### 1. 分ける教育は変わらない

まず確認すべきなのは、これまでの「分けることを原則とした教育」は変わっていないことです。「中間報告」では「場を分ける教育」から「一人一人のニーズに合った教育」への転換を強調しています。しかし、これまでの「障害児は特殊学級・盲聾養護学校(軽い子は通常学級から通級指導教室)へ」と定めた学校教育法施行令22条の3等はそのままです。では、なぜ「場を分ける教育」から転換するような言い方をしているのかといえば、盲・聾・知的・肢体・病弱と分かれていた特殊学校の制度を、重複障害児や地域の実情に合わせた対応ができるよう「特別支援学校」というくりにするということがひとつです。もうひとつは、これまでの特殊教育の枠には入っていなかった「LD、ADHD、高機能自閉症等」とみなされる通常学級の子も達を、通級指導教室の枠に入れたり、特殊学級担任が関わったり、「特別支援学校」の巡回指導ができるようにしようということです。だから、場を分ける教育は変わらず、さらに多くの子も達をその場の下に集めてゆこうとしているのです。

### 2 通常学級での「場を分ける教育」とは

「LD、ADHD、高機能自閉症等」と診断された子供の親たちの中には、先日国会を通過した「発達障害者支援法」と合わせて、「ようやく光が当たってきた」と歓迎する向きも多いようです。しかし、その「光」が「障害のある子は障害に応じて場を分けて教育することが適切だ」という原則に裏付けられた「光」であることの意味はご存知ありません。それを誰よりもわかっているのは、就学指導委員会に「言葉が出ないから」、「車椅子だから」養護学校が適切だと判定されながらも近所のお友達と一緒に通うことを貫いた親子です。遊んだりけんかしたりする中で、子ども達は教員よりもずっとコミュニケーションや介助のしかたを工夫し、育ち合っています。教委の扱いとしては「本来ここにいるべきでない子」、「他の子ども達の学習の妨げになる子」とされ、親の付き添いを強いられ、行事・授業への参加を制限されたりすることもあります。「LD、ADHD、高機能自閉症等」とみなされた子供の場合籍は通常学級ですが、通級指導教室や特殊学級や「特別支援学校」の指導を含む「支援」を受けるに際しては、これまでの「場を分ける教育」の原則に沿って、その「特別な教育課程の編成による指導」が適切な者の「範囲・要件」の検討が必要と「中間報告」は述べています。また、教育と福祉・医療等の他分野の連携で作るとされる「個別の教育支援計画」についても、「中間報告」は「就学事務における取り扱いなどを検討する必要がある」と述べています。これを見ると、「特別な教育課程の編成による指導」が適切とされた子が、「分けられず

と一緒に育つ」ことを貫こうとすれば、やはり「ここにいるべきでない」、「親のエゴ」とみなされてしまうだろうと推測されます。

### 3. 分けられた場でさらに分けられてゆく

「特別支援学校」について、「障害種別を超えてつながってゆく一歩」と誤解する人がいます。誤解であることを証明している統計が「中間報告」の参考資料に入っています。それは盲聾養護学校の重複障害学級の在籍率です。いま盲聾養護学校に在籍する子供の半数近くが重複障害学級に在籍しています。分けられた場で更に分けられているのです。これを「中間報告」では、「障害の重度化・重複化」と言っていますが、逆です。分けられることによって、コミュニケーションが乏しくなったり、手がかかるようになるのは当然です。盲聾養護学校全体の在籍数を見ると、知的障害が大きく増加しており、盲、聾、病弱の順で減少しています。子供が減っているにもかかわらず、知的障害を中心に在学者が増えたこと、すなわち知的障害を中心に「養護学校へ」という就学指導を強めた結果、ふくれあがった養護学校内で「重い」子ども達の困り込みが進行したのです。「特別支援学校」はこの流れを止めるのではなく、校内で障害別の部門を作るなどの工夫を含めて、地域の実情に応じさらに多くの障害児を集め、困り込んでゆくために制度の枠を広げただけです。

### 4. 「交流と共同学習」のほんとうの意味

固定式の「特殊学級」を廃止し、通常学級に籍を置いて指導や支援を受ける場に変える「特別支援教室」実現は、今回は見送られました。現に在籍する子供の親からの反対や教員配置の問題などにより見送ったとされています。しかし、構想実現をめざすことはいぜんとして「中間報告」の基本にあり、その一歩として「現行制度の弾力的運用」が提案されています。そのひとつに「特殊学級における交流及び共同学習の促進と担当教員の活用」が入っています。「特殊学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会が適切に設けられることを一層促進すべきである。」と書かれています。学習指導要領で「交流の機会を設けること」とされているのに、「その趣旨が徹底されていない場合も見られる。」とも述べています。(特殊学級で交流の機会が乏しいと嘆いている親御さんは、これをタテに学校・市教委に迫っていいと思います。)とはいえ、「中間報告」では障害者基本法に盛り込まれた「交流と共同学習」を専ら「交流」の意味で用いていますが、「共同学習」とはほんとうは特別な場に分けられずに共に学ぶという趣旨を文科省等との妥協によりこのようなあいまいな表現となったものなのです。

### 5. 競争と秩序の防衛 「特別支援教室」構想

固定式の学級を廃止し「特別支援教室」に変える構想は、たんに教育費削減が目的というだけではありません。通常学級の中で、「LD、ADHD、高機能自閉症等」とみなされる子どもたちと他の子ども達の間を分け隔てる(見えない壁をつくる)、ということが基本です。なぜそのために「特別支援教室」なのかといえば、「LD、ADHD、高機能自閉症等」の枠に入れる予定の子ども達の数ケタがいかに多いからです。この「中間報告」では通常学級の子どもの「約6%程度の割合で存在する可能性」としていますが、「参考資料」から試算してみると、その数は特殊学級にいる子と通級指導教室に通っている子を合わせた数のなんと6倍にもなります。だから今「LDに理解を」などと望んでいる人たちは、その中のひとにぎりではしかありません。そんな多くの子ども達を発掘し、「支援」する態勢を整えるために、特殊学級にいる8万6千人の子ども達を「特別支援学校」と「通常学級」に振り分けることによって、通級などを基本とする学級に改造する構想がつくられたのです。

では、なぜ国あげて「LD、ADHD、高機能自閉症等」なのでしょう。中間報告では、この子達に適切な支援をすることにより「いじめや不登校を未然に防止する効果」があるとしています。いまの学校制度がはらんでいる矛盾を、この子達を取り出すことにより押さえ込むというのです。そして、「障害の有無にかかわらず当該学校における児童生徒の確かな学力や豊かな心の育成にも資する」と言い切っています。「手のかかる子」を別コースに出すことで、残った子供同士の競争を促進させるとともに、理解する側・される側という関係を固定化し、学校秩序を安定させる...「ADHDと少年犯罪」を云々するマスコミ報道が目立つ昨今、競争と秩序の防衛のために子ども達が分けられてゆくことを痛いほど感じます。

# 県教育局 高校入試の際の障害の不利益に配慮するための通知から 「介助を行う職員配置できぬ」条項を削除

## 障害者たちの署名運動やっ実る

障害のある生徒が県立高校を受験する際に、障害による不利益がないように点字受験、時間延長その他の配慮をする制度がある。これを定めた通知の中に「学校として介助を行う職員等を配置することはできない」という箇所があり、選抜する高校側に先入観を植え付けるものだと、**「どの子も地域の公立高校へ・埼玉連絡会」**などが長年にわたり教育局に対し、削除を求めてきた。さらに、去年は、「埼玉障害者市民ネットワーク」代表の野島久美子さん(写真)ら県内の介助を受けながら暮らしている障害者たちが、介助を必要とする障害者に対する欠格条項というべき文言だとして署名運動を行い教育局に要請したが、研究するとの回答のみで削除は見送られた。



この12月1日に出された通知で、県はこの部分を削った。連絡会や障害者らの主張を認めた形だ。県はこれまで「現状をお伝えする必要があると考えるので、介助員の配置のめどが立たなければ削除できない」とつっぱねてきたが、今回は「周知されたとみなしたので削除した」と説明している。

昨年、野島さんは「介助を行う職員をどうするかといったことは、まずこの条項を削除し、私のようななんらかの形で介助を必要とする障害のある生徒たちを受け止め、付き合う中で、一緒に考えてゆくべきだ。」と主張していた。

県は通知の文言からは削除したが、同趣旨のことを入試担当者の説明会などで口頭で述べているという。

野島さんは、養護学校卒業後、地域で介助者を募って一人暮らしをしながら、県立高校定時制に入り、卒業した経験をもつ。「入学後2年間は級友がトイレなども手を貸してくれた。遠足の前に校長から付き添いを連れて来なければ参加させないと言われたけど、いつも街の人に手を借りながら動いているので、当日も付き添いなしで参加し、何も問題なかった。そのうち私から頼まないのに、高校が非常勤講師を雇い、私の介助をさせるようになった。」と語る。

県としても、たんにつじつまを合わせるだけでなく、知的な障害を持った生徒や重い障害の生徒が小・中学校の通常学級に1111人(特別支援教育振興協議会での県の報告)も在籍する現実を踏まえ、地域の県立高校でまず受け止めることを通じて、現場と一緒に考えてゆくことを望みたい。

**みんな一緒にクリスマス**  
**12・23(祭)11じ～ 春日部福祉センター**

★の会のクリスマス

会費500円 食べ物一品持寄り / 障害のある人もない人も 大人も子どもも誰でも歓迎 / 立食パーティー、手話コーラス、 ディスコ、寸劇、サンタのプレゼントなど盛りだくさん
----------------------------------------------------------------------------------------------

# 「共に働くためには共に学ぶことが大切」など提言



## NPO法人・障害者の職場参加をすすめる会が越谷市長訪問

12月13日、NPO法人・障害者の職場参加をすすめる会(鈴木操代表理事)が越谷市役所を訪れ、板川文夫市長(写真左)に「2004年度共に働く街をめざす提言」を手渡し、懇談しました。同会は法人格取得以前から、福祉の場にいる重い障害者も含めて地域のあらゆる職場の中で多様な形で一緒に働くための活動を試みてきました。12月には毎年「共に働く街を創るつどい」を開催し、終了後越谷市長等への提言を行ってきました。現在越谷市役所やスーパー等で市内の作業所等の障害者が職員の支援を受けながら職場実習している「地域適応支援事業」は、同会の提言を受けたもの。また、来春市がハローワークと共同して設置する雇用支援施設内にオープンする障害者就労支援センターも、かねてから同会が提言してきたもの。

今回の提言は、障害者就労支援センター開設に合わせて、今年策定された新越谷市障害者計画の基本理念である「障害のある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮すことのできる地域社会」を実現するために、関連する重要課題にも積極的に取り組んでほしいというもの。全部で8項目の提言を行いました。その中で「共に学ぶこと」について、以下の通り述べています。

「分ける教育から共に育ち・共に学ぶ教育への転換を進めること。

就労支援は、また、職場におけるノーマライゼーションの実現に他なりません。そして、それは、就労する年齢に達して突然に求められるものではなく、教育の段階からの連続性の中に存在するものと考えます。

そこで、障害を理由に、分け隔てる教育のあり方や環境ではなく、共に育ち・共に学ぶ教育への転換を市としても取り組んでいくことが求められます。」

厚労省が10月に発表したグランドデザインは、閉ざされた福祉のあり方を変えるため、ハローワークや住宅施策も連携しての一般就労へのさまざまな支援を一つの柱にしています。しかし、いくら支援を強めても、かんじんの職場の同僚や事業主、街の人々が、障害のある人々と暮らしの中でつきあう関係を持っていなければ、けっきょくは重い障害と見なされた人々は施設に沈黙させられてゆくことになります。共に働き・共に生きる街は、保育所・幼稚園や学校で共に育つことをめきにしては成り立たないのです。

**ＴＯＫＯ新春おしゃべり会 1月16日(日)10am～3pm**

**「あしすと春日部」** 所在地 〒344-0067 春日部市中央2-24-1 電話 048-762-1080(代)

講習室のほかお子さんも遊べるよう保育室も借りてあります。スタッフもできるだけ用意します。でも場合によっては交代でね。お弁当を持参で、ゆっくりお話しませんか。ふりわけの秋が終わったいま、春に向けて充電しましょう。まだ決まっていない方はもちろん必ずどうぞ。お子様が大きい方も歓迎。連絡先: 白倉 048-735-752-7351 かがし座 048-734-9390 黄色い部屋 048-737-1489

# 障害児も普通学級へ 宮城県教委、統合教育を推進

(2004年12月14日 河北新報)

宮城県教委は14日、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が小中学校の普通学級で学ぶ教育の展開を基本理念に掲げた県障害児教育将来構想の中間案を発表した。同県教委によると、障害児と健常児が共に学ぶ「統合教育」の推進を表明するのは全国の都道府県で初めて。来年4月から、県内の小中学校でモデル事業を展開する。

構想では2005年度からの10年間を「準備・試行期」と位置づけ、2015年度以降を「充実・拡大期」として基本理念の実現を目指す。障害児の普通学級在籍については「あくまで本人や保護者の希望を尊重する」(県教委障害児教育室)考えで、県立盲、ろう、養護学校は存続させる。

理念の実現に向け、障害児が在籍する普通学級に複数の教員を配置する「チームティーチング」、身体障害児や病弱児のための介助員の配置を段階的に拡大する。すべての教科を普通教室で学習できない障害児のために「学習支援室」を小中学校内に設置したり、専門教員を配置したりすることも検討する。教員を対象とした障害児教育の研修も充実させる。

県教委は、県立養護学校の義務教育課程に通う障害児や、特殊学級で学ぶ児童生徒を対象に、来年1月にも普通学校の就学について意向調査する予定。その上で、県内の複数の小中学校をモデル校に指定して障害児を受け入れ、来年4月から統合教育の環境整備を進める。

白石晃県教育長は「かなり高い目標で、理念と現実とのギャップは大きい。可能なところから取り組む。財政的な課題があり、希望者全員に対応できるかといえば困難だが、段階的に進めたい」と話している。

統合教育は浅野史郎知事が持論としており、県議会などで「障害児も普通学級で学ぶのが原則で、特殊学級で学ぶのは例外」と発言している。今回の構想にも浅野知事の意向が強く働いているとみられる。

(次のページから宮城県の「障害児教育将来構想」の「基本理念」と「構成」を抜粋・掲載します。メール版の方は、別ファイルを添付します。)

## 地域をこえて全県的なつながりをめざしています！

どの子ども地域の公立高校へ・みんな一緒に普通学級へ

**進学・就学・学校生活 相談会** (毎月第2土曜日) 午後1時半～

1月15日(土) 与野本町コミュニティセンター 048-853-7232 与野本町駅3分

2月12日(土) 場所未定

埼玉高教組との話し合い 12月25日(土) 午後2時～

さいたま市役所はす向かい 八木下ビル3F 048-823-4071

**ご連絡・お問合せは 048-737-1489 黄色い部屋まで**

# 誰でも参加できるイベント情報 暮～1月

## 12月26日(日)「どうする社団？集会」 1じ半～ 与野本町コミセン

よくわからないタイトルだと思う人も多いでしょう。「社団」とは社団法人・埼玉障害者自立生活協会のこと。この法人は、県内の共に学ぶ活動や重い障害者も地域で生きようという取組み、そして共に働くことを進めようといったさまざまなグループ・個人が協力して12年前につくったもの。時代が変わる中、分かれ道に立っています。知的な障害のある人も一緒に活動しようという団体ゆえ、この集まりも初めての方もわかるようビデオ、寸劇、スライドなどをまじえて、活動のいまとこれからを考えあいます。会員か否かは問わず参加できます。終わった後は、希望者で忘年交流会もあります。問合せ:048-738-3535 (実はこのTel も黄色い部屋にあるんです)

## 12月29日(水) わらじの会納会 夜 かがし座 048-734-9390

障害のある人もない人も、この街でゴチャゴチャと生きてゆこうよという「わらじの会」の1年の納めの会です。会費は500円。食べ物・飲み物持ち込み歓迎。堅苦しい儀式やプログラムはなし。障害をサカナに、はたまた武器に、また無関係に、出会い・飲み・食べ・語り・黙り...居座る人あり、さっと来てさっと去る人あり。さてさて、かんじんなことを忘れておりました。この納会、月刊わらじ新年号が出来上がって、郵便局に持って行ってからでないスタートできないんです。「おかく」なる分身を縦横に操り、ひまがあれば鏡文字による「写経」に明け暮れるわが異優子編集長の采配の下、時間の雄ありの方は、朝から製本や発送準備作業(くらしセンター・べしみ)のお手伝いを。

## 1月22日(土) セミナー「専門性ってなんだろう？」 1じ半～ 輪っふる

先に述べた「社団」が主催する「ノーマライゼーション(生活と権利)研修セミナー」の一環。輪っふるは埼京線北与野駅下車 1 分の埼玉トヨペット本社内にある市民団体の運営するスペース(048-859-4130)。「専門性」...特殊教育の専門性と言われるものは、障害のない子と分け、ちがう障害の子と分けた特殊空間においてのみ通用するイビツな知識・技術なんじゃないでしょうか。重い障害者が街で生きてゆくときの介助は、もともと地域での出会いと付き合いの中で創りだされてきたのですが、そこに公費が支出されるに従い「資格」が要求され始めているのですが、その研修は特養の職員の知識・技術がベースにある偏見に満ちたものです。と言いつつも、地域で共に生きる中で、私たち自身、教員、職員、介助者、医療者など、多種の「専門家」とつきあう場面も増え、時には私たち自身が「専門家」の端くれに入れられてしまう状況も増えています。そんな「専門性」を生活の中で解剖してみたいと思います。現場報告は越谷市生活支援センターの平沢さん。講師は立教大学教授の赤塚さんと障害児を普通学校へ全国連絡会の千田さんです。資料代は会員外で予約申込みの方は1200円。当日は1300円です。)連絡先:048-738-3535

## 1月29日(土)「グランドデザイン」 拡大勉強会 10じ～ 県立大研修棟3階

厚労省のグランドデザインは来年早々法改正を行い、5年ぐらいかけて全面的に実現してゆこうとされる福祉大改造構想。主な内容は、児童・成人や障害別にタテワリの制度を市町村中心に一元化し、また従来の閉ざされた施設を自立支援・社会貢献を軸に機能分化させ、障害者はケアマネージャーに相談してケアプランを立ててもらおうか自分で立てて、それを市町村、さらに認定審査会が審査し支給決定を下す、利用に際しては応益負担をとる...というもの。脱施設・就労支援の流れを進める意図はわかるが、学校も職場も競争・分離の基本が変わらぬまま福祉を変えようとしても、能力主義に基づく選別とたらいまわしに陥らないか。厚労省担当者もお招きして勉強の予定。定員100人。資料代700円予定。主催:NPO 法人・障害者の職場参加をすすめる会 問合せ:048-964-1819 または048-737-1489